

(参考) パブリックコメント結果を踏まえた告示(案)

竹富町告示第 号

西表島における特定自然観光資源に係る立入承認事務の取扱要領(令和6年竹富町告示第84号)の全部を次のとおり改正する。

令和7年 月 日

竹富町長 前泊 正人

西表島における特定自然観光資源制度取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 町は、西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源を指定する件(令和6年8月29日竹富町告示第82号)及び西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源の所在する区域への立入りを制限する件(令和6年8月29日竹富町告示第83号)により、エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号。以下、「法」という。)の規定による特定自然観光資源を指定する旨、当該特定自然観光資源所在区域への立入りを制限する旨の告示を行った。本取扱要領は、これらの告示を踏まえ、法の規定に基づき行う、西表島における特定自然観光資源に係る立入承認事務(以下、「立入承認事務」という。)の処分及び特定自然観光資源における行為規制にあたって必要となる事項を定めることで、特定自然観光資源制度の運用を円滑に行うことを目的とする。

第2章 立入承認事務

(立入承認事務に係る様式等)

第2条 法第10条第1項の規定により立入りが制限されている区域へのエコツーリズム推進法施行規則(平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第1号)第5項第2項の規定による承認の申請に用いる申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 法第10条第1項の規定により立入りの承認を受けた者に対し交付する立入りの承認

(電磁的方式による立入承認事務の処分)

2 立入承認書を電磁的方式により発出する場合、当該立入承認書に付すべき文書の記号及び番号は、以下の規定により付すものとする。

3 前項の規定により文書の記号及び番号を付した場合、竹富町文書事務取扱規定第9条第2項の規定による文書処理簿の記入を省略することができる。

- (1) 九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所
- (2) 九州森林管理局沖縄森林管理署
- (3) その他、町長が必要と認める行政機関

第3章 特定自然観光資源における行為規制

第4条 法第9条第1項では、特定自然観光資源の所在する区域に（以下、「特定自然観光資源所在区域」という。）において、特定自然観光資源を損なう行為及び特定自然観

光資源とのふれあい体験を損なう行為を規制することとしている。なお、特定自然観光資源所在区域は、同法第10条に基づき立入りの制限を行うことが可能であり、この場合同法同条第1項に基づく竹富町長に承認を受けて立ち入っている者と、同法同条第2項ただし書きに基づき承認を受けずに立ち入っている者が存在することとなるが、同法9条第1項の規定は本文に「何人も」と規定されているとおり、同法第10条第2項ただし書きに基づき竹富町長の承認を受けずに立ち入っている者も規制の対象となる。

2 法第9条第1項本文における「みだりに」、同条同項第2号における「著しく不快の念を起こさせる」並びに同条同行第3号における「著しく悪臭を発散」、「著しく騒音を発し」、「ほしいままに占拠」及び「著しく迷惑をかける」については、それぞれ該当するか否かについて、一般の社会通念で決定されるべきものとする。

3 法第9条第1項第2号における「ごみその他の汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚水、汚泥、ふん尿、家畜の死体等を、「廃物」とは、空き缶、木片、廃車その他使用価値を喪失したと認められる一切の物件を意味するものとする。

4 法第9条第1項第3号における「音響機器等」には、人声は含まないものとする。

(中止の指示の趣旨)

第5条 法第9条第2項は、同法同条第1項各号の規定による特定自然観光資源所在区域内における規制対象行為に対する竹富町の職員による中止指示権を規定したものと捉えられる。同法同条第1項各号の適用は、前条第2項のとおり一般の社会通念によって決定されるが、その概念は微妙である点を鑑み、当該指示は罰則に係る構成要件となっている。

2 法第10条第4項は、同法同条第1項の規定による特定自然観光資源所在区域への立入制限に対する竹富町の職員による中止指示権を規定したものと捉えられる。同法第8条第4項の規定により、市町村長に対しては特定自然観光資源所在区域内にその旨を表示する標識を設置することが義務付けられており、西表島においては広く利用されている歩道における特定自然観光資源所在区域の入口部には原則として設置がなされているところである。しかしながら、歩道外からの侵入その他の事由による標識と接触しない形態での立入りを完全に排除することは困難であって、立入りが規制されている特定自然観光資源所在区域の存在が全ての者に対して一見して明らかとまでは言い難いことから、当該指示は罰則に係る構成要件となっている。

(中止の指示の方式)

第6条 法第9条第2項及び同法第10条第4項の規定による中止の指示（以下、単に「中止の指示」という。）を行う場合には、一般指導と区別し刑罰につながり得ることが明確になるよう、原則として口頭ではなく、文書により行うこととする。なお、中止の指示については竹富町行政手続条例（平成9年竹富町条例第13号）第3条第8号の規定により、同条例第2章から第4章の2までの規定は適用除外とされており、中止の指示の方法の如何に関わらず、同条例第27条から第29条までの規定による弁明の機会の付与等を行う必要はない。

(中止の指示の方法)

第7条 竹富町の職員は、中止の指示の必要があると認めたときは、指示書を作成し、当該行為者に対して直接交付することとする。

2 処分の相手方が当該指示書の受取を拒否した場合又は相手方の態度や現場の状況等から、文書による指示を行おうとした場合に処分の執行に支障をきたすと認められる場合には、口頭により行っても差し支えない。この際、口頭による指示については原則として当該指示書の概要を読み上げることによって行うこととする。

3 法第19条各号の規定に基づき、中止の指示は罰則の構成要件となることから、文書又は口頭による指示の方法に関わらず、指示をした事実が客観的に確認できるよう音声・写真・動画等による記録を残すこととする。

4 中止の指示は行政処分であるため、その処分の相手方を特定する必要がある。前項の規定に基づき、相手方の容ぼう等を記録に残すことによる特定も可能であるが、相手方から聴取することにより、指示の名宛て人となる氏名、住所等により特定することが望ましい。

5 中止の指示は罰則の構成要件となることから、刑事告発を念頭に置く場合には、当該指示を行う時点から違反行為に係る証拠を収集するものとする。この点、1名により中止の指示と同時に確実な記録を行うことは困難と想定されることから、原則として複数人による分担の上で実施することとする。また、観光案内人（竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号）第2条第5項の規定による観光案内人をいう。）は、竹富町観光案内人条例第5条第4項に基づき関係法令等に関する違反行為を認知した場合に適切な対応を行う責務を有することから、当該規定に基づき、観光案内人に対し証拠収集に関する任意協力を依頼する、観光案内人が収集した資料を違反行為に係る証拠

として事後的に任意提供を受ける等の対応を行うことも考えられる。

- 6 証拠の収集に当たっては、中止の指示は公の場所で行われるものであることから、当該指示を実施する際に撮影された写真、動画等の証拠能力が否定される可能性は低いと考えられるものの、相手方の心情に配慮し、撮影する際はその旨を予め口頭により告知するよう努めることとする。

(特定自然観光資源における行為規制に関連する様式等)

第8条 法第9条第3項及び第10条第6項の規定に基づき竹富町の職員（竹富町エコツアーリズム推進法の施行等に関する条例（令和5年竹富町条例第23号）第6条第1項の規定により事務の委託を受けた者に属する者を含む。以下同じ。）が携帯する身分証明書は、別記様式第3号によるものとする。

- 2 法第9条第2項の規定による中止の指示を行おうとする場合に作成する指示書は、別記様式第4号によるものとする。

- 3 法第10条第4項第1項の規定による中止の指示を行おうとする場合に作成する指示書は、別記様式第5号によるものとする。

第4章 雑則

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条第1項関係）

様式第2号（第2条第2項関係）

様式第3号（第8条第1項関係）

様式第4号（第8条第2項関係）

様式第5号（第8条第3項関係）

西表島における特定自然観光資源所在区域への立入承認申請書

エコツーリズム推進法第10条第1項の規定により、特定自然観光資源の所在する区域への立入り承認を受けたく、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

竹富町長 殿

代表者の住所	(個人にあつては事業所得に係る納税地の住所)
	(法人にあつては法人登記申請書における本店の住所)
代表者の氏名	(個人にあつては氏名)
	(法人にあつては商号、代表者の役職名及び氏名)
申請を代行する 登録引率事業者名	

立入ろうとする日		年 月 日	立ち入ろうとする者の数	人
特定自然観光資源 の 名 称		ヒ ナ イ 川 ・ 西 田 川 ・ 古 見 岳 ・ 浦 内 川 源 流 域 ・ テ ド ウ 山		
立 入 り 条 件		登録引率事業者に同行を依頼する・利用者全員が講習を受講する		
立 入 り の 目 的		観 光 ・ そ の 他 ()		
同行する登録引率 ガイドの氏名				
立 ち 入 る 順 路 又 は 範 囲				
承認事務手数料の 決 済 者		登 録 引 率 事 業 者 ・ 申 請 者		
代 表 者	日本国内で 有効な電話番号			年 齢
	メー ル ア ド レ ス			

(裏面に続く)

同行参加者	①	氏 名		年 齢	
	②	氏 名		年 齢	
	③	氏 名		年 齢	
	④	氏 名		年 齢	
	⑤	氏 名		年 齢	
	⑥	氏 名		年 齢	
	⑦	氏 名		年 齢	
	⑧	氏 名		年 齢	
同行研修者	観光ガイド免許 番号		氏 名		
	観光ガイド免許 番号		氏 名		

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
2. 「特定自然観光資源の名称」、「立入り条件」、「立入りの目的」及び「承認事務手数料の決済者」欄については、該当するものに○を付けること。
3. 記載欄が不足する場合は、適宜欄の追加等を行うこと。

（文書番号）

（文書日付）

（代表者の氏名） 殿

立入承認証

エコツーリズム推進法第10条第1項の規定に基づき、特定自然観光資源の所在する区域への立入りを承認する。

1. 立 入 日 時：
2. 立 入 人 数：
3. 特定自然観光資源の名称：
4. 立 入 条 件：
5. 立ち入る巡路又は範囲：

竹富町長 前泊 正人

（公印省略）

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできない。）に竹富町長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）に、竹富町（訴訟において竹富町を代表する者は竹富町長。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えをすることはできない。）に、竹富町を被告として提起することができる。

エコツーリズム推進法抜粋

（特定自然観光資源に関する規制）

第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第 8 条第 1 項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。

3 第 1 項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。

4 市町村の当該職員は、第 2 項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。

5～6 （略）

（罰則）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第 10 条第 4 項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかった者

様式第 3 号（第 8 条第 1 項関係）

（表面）

8. 56 cm

5. 40 cm

(文書番号)

中止の指示等をする職員の身分証明書

所属		写真貼付欄 (縦 3. 0 cm × 横 2. 5 cm)
職名		
氏名		
生年月日	年 月 日 生	
有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
竹富町長		

5. 00 cm

8. 00 cm

（裏面）

8. 56 cm

5. 40 cm

この証明書を携帯する者は、下表に掲げるエコツーリズム推進法の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により中止又は退去の指示をする職権を有するものです。この証明書を携帯する者による中止又は退去の指示に従わないで、当該行為を行った場合は、同法第 1 9 条又は第 2 0 条の規定による罰則の対象となることがあります。

エコツーリズム推進法の条項	該当の有無
エコツーリズム推進法第 9 条第 2 項	
エコツーリズム推進法第 1 0 条第 4 項	

連絡先	竹富町役場自然観光課	石垣市美崎町 11 番地 1 TEL : 0980-83-1306
-----	------------	--------------------------------------

5. 00 cm

8. 00 cm

年 月 日

指 示 書

竹 富 町 長
（ 公 印 省 略 ）

エコツアーリズム推進法（平成 1 9 年法律第 1 0 5 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

処 分 の 対 象 者	氏 名	
	住 所	
処分の原因 となる事実	行 為 内 容	
	確 認 日 時	年 月 日 時 分 頃
指 示 事 項	処分の原因となる事実に係る行為の中止	
指 示 の 理 由	1 特定自然観光資源の汚損・損傷・除去 2 不快の念を起こさせる方法での汚物又は廃物の廃棄・放置 3 著しい悪臭の発散、騒音の発生、展望台の占拠等の迷惑行為	
指 示 の 日 時	年 月 日 時 分 頃	
根 拠 条 項	エコツアーリズム推進法第 9 条第 2 項	
留 意 事 項	本指示に従わずにみだりに当該行為をした場合には、エコツアーリズム推進法第 1 9 条第 1 号の規定により、3 0 万円以下の罰金の対象となる。	

- （指示書作成に係る留意事項）
- ・ 指示の理由は、該当するものを選択するものとする。
 - ・ 処分の対象者の氏名、住所の特定が困難な場合は、氏名、住所の記載は省略可能。

(裏面)

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。）に竹富町長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）に、竹富町（訴訟において竹富町を代表する者は竹富町長。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることはできない。）に、竹富町を被告として提起することができる。

【参照条文】

◎エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）（抄）

（特定自然観光資源に関する規制）

第9条 特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特定自然観光資源を汚損し、損傷し、又は除去すること。
- (2) 観光旅行者その他の者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (3) 著しく悪臭を発散させ、音響機器等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、その他観光旅行者その他の者に著しく迷惑をかけること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定自然観光資源を損なうおそれのある行為として認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為

2 市町村の当該職員は、特定自然観光資源の所在する区域内において前項各号に掲げる行為をしている者がいるときは、その行為をやめるよう指示することができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第2項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をした者
- (2) (略)

年 月 日

指 示 書

竹 富 町 長
（ 公 印 省 略 ）

エコツーリズム推進法（平成 1 9 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

処 分 の 対 象 者	氏 名				
	住 所				
処分の原因 となる事実	行 為 内 容	1 竹富町長の承認を受けずに、下記の特定自然観光資源所在区域内に立ち入ろうとしているもの。 2 竹富町長の承認を受けずに、下記の特定自然観光資源所在区域内に立ち入ったもの。			
	行為に係る 特定自然 観光資源	1 ヒ ナ イ 川	2 西 田 川	3 古 見 岳	
		4 浦内川源流域	5 テ ド ウ 山		
		確 認 日 時	年 月 日 時 分 頃		
指 示 事 項	1 処分の原因となる事実に係る特定自然観光資源所在区域への立入りの中止 2 処分の原因となる事実に係る特定自然観光資源所在区域からの退去				
指 示 の 理 由	1 立入りが制限されている特定自然観光資源所在区域に、竹富町長の承認を得ずに立ち入ろうとしたため。 2 立入りが制限されている特定自然観光資源所在区域に、竹富町長の承認を得ずに立ち入ったため。				
指 示 の 日 時	年 月 日 時 分 頃				
根 拠 条 項	エコツーリズム推進法第 9 条第 2 項				
留 意 事 項	本指示に従わずにみだりに当該行為をした場合には、エコツーリズム推進法第 1 9 条第 1 号の規定により、3 0 万円以下の罰金の対象となる。				

- （指示書作成に係る留意事項）
- ・ 行為内容、行為に係る特定自然観光資源、指示事項及び指示の理由は、該当するものを選択するものとする。
 - ・ 処分の対象者の氏名、住所の特定が困難な場合は、氏名、住所の記載は省略可能。

(裏面)

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることはできない。）に竹富町長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）に、竹富町（訴訟において竹富町を代表する者は竹富町長。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることはできない。）に、竹富町を被告として提起することができる。

【参照条文】

◎エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）（抄）

（特定自然観光資源に関する規制）

第9条 （略）

2 （略）

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第10条 市町村長は、認定全体構想に従い、第八条第一項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。

3 （略）

4 市町村の当該職員は、第2項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。

5 （略）

6 前条第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) （略）

(2) 第10条第4項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかった者